

輸入品等に関する特約

〇〇〇に係る××契約（以下「本契約」という。）第4条第1項（売買【総価】）／第4条第2項（委託）／第5条第1項（請負）／第6条第1項（研究開発・研究開発（製作））に基づく輸入品等に関する特約を次のとおり定める。

（総 則）

- 第1条 本契約における輸入品、技術導入費その他外貨建にて支払を行うもの（以下「輸入品等」という。）のうち、別紙に掲げるものについては、契約日の予定為替換算率と実際に乙が支払いを行うこととなる時の為替換算率に差がある場合、その差額と、差額分に原則として契約時の一般管理費及び販売費率、支払利子率及び利益率を乗じた額を加算して、契約物品の納入（分納を含む。）前に当該契約金額の増減を行うものとする。但し、増額を行う場合は甲が予算を講じうる範囲内とする。
- 2 甲は、輸入品等の品目、数量又は外貨建価格に変更があった場合は、別段の合意がない限り、契約時に定めた品目、数量又は外貨建価格を基準として差額の精算を行うものとする。
- 3 前項にかかわらず、仕様変更その他甲の責に帰すべき事由により品目又は数量等の変更があった場合は、契約変更により別紙「輸入品等精算対象品内訳書」を改訂するものとする。

（差額相当分の確定）

- 第2条 乙は、原則として乙が設定した納入予定日（以下、単に「納入予定日」という。）の30日前までに価格報告書を作成し、支払いを証明するに足る書類及び甲が必要と認める書類（以下、「報告書」という。）を添えて甲に提出しなければならない。なお、納入予定日の30日前までに支払いが確定できない場合であっても、遅くとも納入予定日の10日前までには報告書を提出しなければならない。
- 2 納入予定日の10日前までに全ての支払いが確定できない場合については、次の各号の方法により支払額を確定するものとする。
- (1) 外貨額が確定していない場合は、別紙に掲げる外貨額を実際に乙が支払う外貨額とみなす。
- (2) 支払いが確定していない場合は、納入予定日の30日前から20日前までの期間で、機構に最も有利なTTSレート（優遇レートが適用される場合は、TTSレートに優遇相当分の調整を加えたレート。以下同じ。）を実際に乙が支払う為替換算率とみなす。
- 3 納入予定日の10日前までに一部の支払いが確定できない場合については、次の各号の方法により支払額を確定するものとする。
- (1) 支払が確定されない一部について、外貨額が特定される場合には、その一部につい

て納入予定日の30日前から20日前までの期間で、機構に最も有利なTTSレートを、その一部についての為替換算率とする。

(2) 支払が確定されない一部について、外貨額が特定されず、かつ、支払が確定される分の外貨額が別紙に掲げる外貨額以上の額となっている場合には、支払が確定される分を実際に乙が支払う外貨額とみなす。

(3) 支払が確定されない一部について、外貨額が特定されず、かつ、支払が確定される分の外貨額が別紙に掲げる外貨額未満の額となっている場合には、別紙に掲げる外貨額を実際に乙が支払う外貨額とみなす。別紙に掲げる外貨額と支払いが確定される外貨額との差の為替換算率は、納入予定日の30日前から20日前までの期間で、機構に最も有利なTTSレートとする。

4 甲は第1項に規定する報告書の提出を受けたときは、乙の故意過失、若しくは管理の不適等により乙の負担となるものを費用から除き、実際に要した費用を納入日までに確定するものとする。

5 甲は、前項に規定する確定にあたり、必要があるときは、乙の事業所等において帳簿等の調査を行うことができる。

(差額相当分の確定等の特例)

第3条 輸入品等として定めたもののうち、輸入品等と認めがたいもの(国内代理店からの購入及び国産品への変更等)については、当初定めた額を国産品等の見積額に読み替えるものとする。

(契約に関する疑義の解決)

第4条 本特約に定めのない事項及び本特約に定める事項について生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

別紙：輸入品等精算対象品内訳書

納入品	品名	規格	数量	外貨建 価格	適用 レート	金額（円）	備考
製造原価							
一般管理及び販売費		○%					
総原価							
支払利子		○%					
利益		○%					
合計金額（税抜）							
消費税額							
合計金額（税込）							

注1) 消費税計算の都合上、品目は国内納入分と海外納入分に分けて記載する。

注2) 専用治工具等の残存価格控除を行った対象品名の金額は、残存価格控除前の価格を記載し、上段（ ）で残存価格控除後の価格を記載すること。